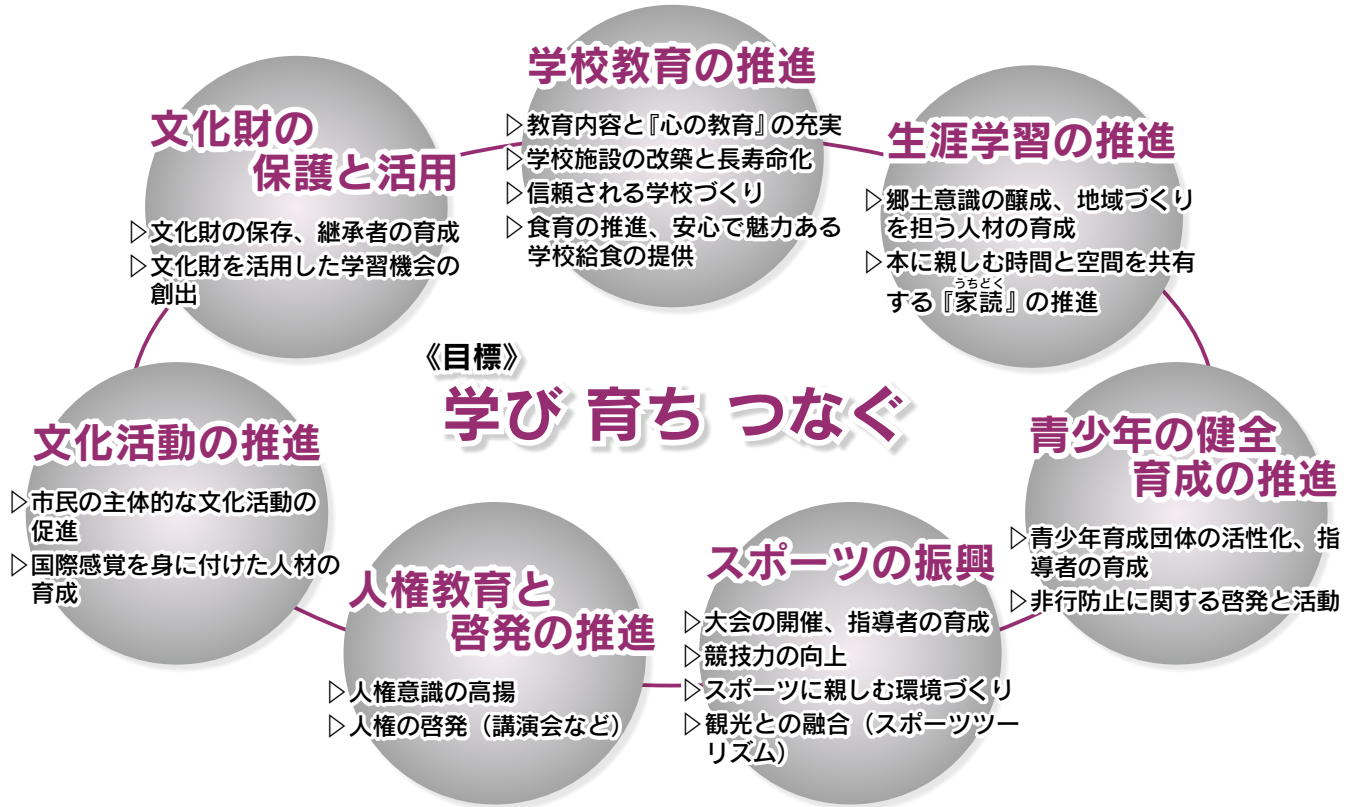


『伊万里市教育大綱』を策定

● 問合せ 企画政策課総合教育推進係 (☎2125)

平成27年4月に『地方教育行政法』の一部を改正する法律が施行され、地方公共団体には『総合教育会議』（市長と教育委員で構成）の設置とともに、市長が教育に関する目標と施策の根本的方针（大綱）を定めることが義務付けられました。そこで、市は、総合教育会議において協議を重ね、このたび『伊万里市教育大綱』を策定しました。



パブリックコメント案内

- ◆ 意見提出をお願いする資料
『第2次伊万里市環境基本計画』（案）
- ◆ 意見募集期間
1月4日（月）～29日（金）
- ◆ 案の公表先・入手先
(1)環境課または情報広報課市民サービス係
(2)各町公民館または市民図書館
(3)市ホームページ <http://www.city.imari.saga.jp/>
- ◆ 意見の提出方法
意見は、住所・氏名（または団体名）を明記のうえ、次のいずれかの方法により提出してください。
①メール kankyuu@city.imari.lg.jp
②郵便 〒848-8501
伊万里市立花町 1355 番地 1
伊万里市役所 環境課 あて
③直接提出 案の公表先・入手先(1)または(2)
④ファックス ☎7650
- ◆ 問合せ 環境課生活環境係 (☎2144)

市は、市民と事業者、行政が一体となって、人と自然が共生できる良好な環境を保全・再生・創造することにより、自然の恵みを将来へ引き継ぐため、『伊万里市環境基本計画』を策定しています。

計画は、一定期間ごとに見直すこととしており、今回は平成17年度に策定した計画を改定するもので、計画期間は平成28～37年度の10年間となります。今日の社会情勢や生活様式の変化、気候の変動などの環境問題に対処するとともに、法令の改正や国のエネルギー施策の転換などを反映させたもので、計画内容は市環境基本計画策定委員会において審議しています。

より多くの市民の意見を参考にするため、パブリックコメントを実施します。皆さんの意見をお寄せください。

パブリックコメント（市民意見提出手続制度）
『第2次伊万里市環境基本計画』（案）の策定について

1月から マイナンバーが始まりました

マイナンバーとは、住民票を有するすべての人が持つ12桁の個人番号のことで、国の行政機関や地方公共団体などにおいて、**社会保障**や**税**、**災害対策**の分野で利用します。マイナンバーの利用が1月から開始され、今後、これらの事務で使用する申請書などに番号の記載が必要になります。



国のマイナンバー
広報キャラクター
『マイナちゃん』

■ 社会保障に関してマイナンバーの記載が必要となる主なもの

① 国民健康保険、後期高齢者医療

◆被保険者の資格などに関するもの

- ▷ 限度額適用の認定申請
- ▷ 被保険者証や高齢受給者証、限度額適用認定証の再交付申請

◆高額療養費などに関するもの

- ▷ 高額療養費・療養費の支給申請

● 問合せ 長寿社会課医療保険係 (☎③2153)

② 介護保険

◆被保険者証に関するもの

- ▷ 被保険者証の交付・再交付申請

◆認定区分に関するもの

- ▷ 要介護・要支援の認定・再認定・変更申請

◆福祉用具購入費・住宅改修費に関するもの

- ▷ 福祉用具購入費の支給申請
- ▷ 住宅改修費の支給申請

◆高額介護サービス費などに関するもの

- ▷ 高額介護・介護予防サービス費の支給申請
- ▷ 高額介護合算療養費の支給申請
- ▷ 負担限度額の認定申請

● 問合せ 長寿社会課介護給付係 (☎③2154)、
高齢福祉・介護認定係 (☎③2162)

③ 母子保健

◆妊娠に関するもの

- ▷ 妊娠の届け出

◆出生に関するもの

- ▷ 低体重児(2,500グラム未満)の届け出

● 問合せ 健康づくり課保健予防係 (☎②3916)

④ 障害者福祉

◆障害者手帳の交付に関するもの

- ▷ 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付申請

◆介護給付費などに関するもの

- ▷ 給付費の支給申請
- ▷ 利用者負担の減額・免除申請
- ▷ 申請内容の変更届け出
- ▷ 受給者証の再交付申請

◆自立支援医療費に関するもの

- ▷ 医療費の認定・再認定・変更申請

◆障害児通所給付費に関するもの

- ▷ 給付費の支給申請
- ▷ 申請内容の変更届出、決定内容の変更申請

◆特別児童扶養手当などに関するもの

- ▷ 手当の認定申請、手当額の改定請求

◆重度心身障害者医療費の受給資格、助成に関するもの

- ▷ 受給資格の登録・更新申請
- ▷ 受給資格証の再交付申請
- ▷ 医療費の助成申請

● 問合せ 福祉課社会福祉係 (☎③2156)

⑤ 子育て支援

◆ひとり親家庭等医療費に関するもの

- ▷ 受給資格の認定・更新申請
- ▷ 受給資格証の交付・再交付申請
- ▷ 医療費の助成申請

◆児童手当に関するもの

- ▷ 手当の認定申請

◆児童扶養手当に関するもの

- ▷ 手当の認定申請
- ▷ 現況の届け出、手当額の改定請求

● 問合せ 福祉課子育て支援室 (☎③2174)

◆マイナンバー制度のお問い合わせは

『マイナンバー総合フリーダイヤル』 **0120-95-0178 (無料)**

● 平日 午前9時30分～午後10時 ● 土・日曜日、祝日(年始を除く) 午前9時30分～午後5時30分

■一部IP電話などで上記につながらない場合(有料)

- ▷ マイナンバー制度に関すること **050-3816-9405**
- ▷ 通知カード、個人番号カードに関すること **050-3818-1250**

■英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応

- ▷ マイナンバー制度に関すること **0120-0178-26**
- ▷ 通知カード、個人番号カードに関すること **0120-0178-26**

※ 英語以外の言語は、平日9時30分～午後8時まで

固定資産税に関する 事業用償却資産の申告をお願いします

事業用の償却資産を所有している人は、**2月1日(月)までに**税務課固定資産税係に申告してください。なお、国税(法人税、所得税)の確定申告とは異なります。

◆償却資産とは

土地と家屋以外の事業用資産のことで、毎年1月1日現在で、会社や個人が事業のために所有している構築物や機械、器具、備品などをいいます。

◆注意点

農作業で使用するトラクターや田植え機などのうち、次の(1)・(2)の条件を満たすものは、**農耕作業用小型特殊自動車**に該当するため、償却資産の対象とはなりません。

- (1) 乗用装置を備えている
- (2) 最高速度が時速35キロ未満である

※農耕作業用小型特殊自動車は、償却資産の申告から除外するとともに、軽自動車税の申告を行い、標識(ナンバー)の交付を受けてください。私有地内だけの使

用で、公道を走らない場合でも、標識の交付を受ける必要があります。

◆個人番号(マイナンバー)・法人番号の記載開始

平成28年度の償却資産の申告から、**申告書に個人番号(マイナンバー)または法人番号の記載が必要**になります。

◆電子申告サービスについて

給与支払報告書などの提出や法人市民税の申告、固定資産税の償却資産の申告については、地方税の総合窓口「eLTA X(エルタックス)」による電子申告サービスを導入しています。詳しくは、eLTA Xのホームページ(<http://www.atax.jp>)をご覧ください。なお、平成27年中に資産の増減があった人は、その資料を添付してください。

●問合先

▽償却資産について
税務課固定資産税係

(☎)2149

▽軽自動車税について

税務課市民税係

(☎)2148

七ツ島工業団地に新工場

MAEDA工業と 立地協定を締結

MAEDA工業株式会社(波多津町)が七ツ島工業団地に新工場を建設することに伴い、11月25日、同社と市は立地協定を締結しました。同社は、主に船舶用部材や鋼構造物を製造。現在の工場が手狭なことから体制を整えて受注拡大を図るため、第一工場(唐津市)を移転し、新工場を建設するものです。約2569平方メートルの敷地に、新工場(1192平方メートル)と事務所を建設し、本日も工場内に移転します。投資額は建物と機械設備で1億3300万円。平成27年12月に着工し、4月に操業開始予定です。事業拡大に伴い、平成31年3月までに地元から20人を新規雇用する計画です。



↑「生産能力が6倍に向上する」と話す前田嘉久代表取締役(左)

市長雑感

伊万里市長 塚部芳和

猿(申)

おなじみの昔話「桃太郎」。桃太郎は、悪い鬼を退治するために鬼ヶ島へ行く途中、出会ったキジ、サル、イヌにきびだんごを与えて家来にしました。キジは、上空から島の様子を調査して桃太郎に伝え、偵察機の役割を果たしました。その情報を基に戦略を練り、鬼ヶ島城の門の鍵を開けたのがサル。そして、開門と同時に、先頭に立って吠えながら突き進んだのがイヌでした。

この三者には、それぞれに役割があり、特に猿(サル)は知能が高く、手先も器用なことから、桃太郎からの信頼が厚く重用され、鬼ヶ島征伐の立役者となりました。また、猿の化身で太陽神の使者とされる「猿神」は、東京都千代田区の日枝神社に祀られており、新年の初詣では、干支にちなんで例年よりも多くの人でにぎわうことでしょう。

人間は、猿から進化したと言われているから、人間にとって、猿は動物の中間

で最も近い存在です。大分市にある高崎山自然動物園では、多くの猿が群れをなして暮らしています。その状況は、人間社会と重なって見えます。猿は、確かに頭は良いですが、その反面、ずる賢い面もあります。昔話「さるかに合戦」では、猿が柿の木に登れない蟹に柿を取ってと頼まれます。すると、木によじ登って赤く熟した実は自分が食べ、青くて硬い実を蟹に投げつけたところ、蟹はショックで死んでしまいました。だました猿は、のちに殺された蟹の子どもたちに仕返しをされるという話です。

今年(申年)は、昨年の暮れには、街中に出没したとの目撃情報があり、寄せられました。「病や疫がさる」と縁起担ぎがなされる一方、「さるも木から落ちる」ということわざは、人間の油断や慢心を戒めています。

いずれにしても、非常に才能に富んだ猿を見習い、市民の皆さんが知恵と工夫で、平穩無事に一年を過ごされますようお祈りします。